平成２８年（フ）第８９１８号
東京都江戸川区大杉５―32―23　近野荘102、住民票上の住所東京都江戸川区大杉５丁目32―23　近野方
債務者　佐藤　喜昭
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９１９号
東京都江戸川区船堀３丁目13―15
債務者　斎藤　尚人
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９２４号
東京都目黒区上目黒１丁目26―２―903
債務者　宮田　敬子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９２９号
東京都北区田端６丁目５―16―101
債務者　幅　　常子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９４２号
東京都台東区日本堤１丁目34―７
債務者　高林　俊樹
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９４５号
東京都板橋区前野町６丁目51―３―202
債務者　御厨　敦史
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２８号
長崎県東彼杵郡波佐見町野々川郷1760番地
債務者　河内　和也
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
長崎県佐世保市世知原町中通78番地２、前住所長崎県佐世保市大和町1076番地４
債務者　田島順一郎
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第５５０号
栃木県那須烏山市城東４番16号　雇用促進住宅１号棟107号室
債務者　矢板　光夫
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９８７号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地28棟206号
債務者　渡辺タツエこと　成　タツエ
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１５９号
東京都清瀬市中里６丁目95番地15―110号
債務者　多田アンゲリタこと　タダ　アンゲリタ　パタワラン
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２２６０号
横浜市港北区日吉４丁目12番３号　アルファ日吉102号
債務者　村中太志郎
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２７５号
横浜市中区山手町27番地５　ベイステージ元町305号室
債務者　野口　　聡
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４２１号
横浜市泉区中田西１丁目２番７―607号
債務者　吉田　健司
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５８９号
横浜市港南区笹下２丁目17番19号　スターホームズ港南Ⅰ　105号
債務者　田中　敏久
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４６４号
横浜市中区松影町２―５―１　扇荘新館Ａ207、住民票上の住所横浜市鶴見区北寺尾１丁目１番１―205号
債務者　柳原　康人
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇八―八二四一　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　電話　03（3587）4294
定価　本紙一部一ヵ月一、六四二円（本体一、五一〇円）　送料別（配八〇円）